

一般競争入札公告

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 東京医科歯科大学消火器他点検等 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 調達役務に関し、本学が「業務仕様書」等で指定する内容等であること。 |
| (3) 業務期間 | 契約締結日～平成30年3月30日 |
| (4) 業務場所 | 東京都文京区湯島1-5-45 (東京医科歯科大学湯島団地構内)
東京都千代田区神田駿河台2-3-21 (東京医科歯科大学駿河台(1)団地構内)
東京都千代田区神田駿河台2-3-10 (東京医科歯科大学駿河台(2)団地構内)
千葉県市川市国府台2-8-30 (東京医科歯科大学国府台団地国際交流会館)
埼玉県戸田市戸田公園1-60 (東京医科歯科大学戸田団地戸田艇庫) |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 本学固定資産及び物品調達要項(以下「調達要項」という。)第17条及び第18条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は本学の競争参加資格において平成29年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされている者であること。
- (3) 調達要項第14条の規定に基づき、本学が定める資格を有する者であること。
- (4) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 下記5競争参加資格確認用提出資料の各項についての書類を提出した者であること。

3. 入札書の提出場所等

- | | |
|---|---|
| (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 | 東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係
電話03-5803-5053(ダイヤルイン) |
| (2) 入札説明書の交付方法 | 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。 |
| (3) 入札書類の配布期限 | 平成29年8月18日 17時00分 |
| (4) 競争参加資格確認用提出資料の提出期限 | 平成29年8月18日 17時00分 |
| (5) 入札書の提出期限及び場所 | 平成29年8月25日 11時00分 東京医科歯科大学1号館西3階財務施設部打合せ室 |
| (6) 開札の日時及び場所 | 平成29年8月25日 11時00分 東京医科歯科大学1号館西3階財務施設部打合せ室 |

4. その他

- | | |
|------------------|--|
| (1) 入札保証金及び契約保証金 | 免除。 |
| (2) 入札者に要求される事項 | この一般競争に参加を希望する者は、本公告で示した役務を履行できることを証明する書類を添付して競争参加資格確認用提出資料の提出期限までに提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、本学から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 |
| (3) 入札の無効 | 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。 |
| (4) 契約書作成の要否 | 要。 |
| (5) 落札者の決定方法 | 本公告に示した役務を履行できると本学が判断した入札者であって、調達要項第19条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 |
| (6) その他 | 詳細は、入札説明書による。 |

5. 競争参加資格確認用提出資料

- 1) 平成29年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 2) 会社組織及び概要を示した書類（会社概要等）
- 3) 下記4) についての契約実績一覧表（契約書の写し）
- 4) 病床数400床以上、延べ面積40,000㎡以上の病院で、同一発注機関において、過去10年間に3年以上の消防用設備等（消火器具及び避難器具等）点検業務実績（連続でなくても可）を有すること
- 5) 業務体制及び業務指針
- 6) 従事者の職員名簿（氏名・年齢・資格・実務経験年数等）
* 資格要件については、業務仕様書Ⅱ.2業務責任者及びⅡ.3業務担当者によるものとする。
- 7) 労働保険に加入し保険料の滞納がないこと（直近3年間 平成26～28年度）
- 8) 時間外労働、休日労働に関する協定届（直近のもの）を管轄する労働基準監督署に提出していること
- 9) アフターメンテナンスサービスフロー図

以上公告する。

平成29年8月1日
国立大学法人東京医科歯科大学